

議案第 83 号

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 16 号）の一部を次のように改正
する。

第 35 条第 3 項中「同項第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」
に、「同号イ (i) 中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を
含む」とする」を「同号イ (i) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは
「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とす
る」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（
認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるの
は「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下
この項において同じ。））」と、「」を加え、「教育・保育給付認定子ども
の数の総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」
を「利用定員の総数」に、「同号イ (i) 中「を除く」とあるのは「及び特別
利用教育を受ける者を除く」とする」を「同号イ (i) 中「教育・保育給付認
定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受け
る者を除く。））」とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準の改正により、所要の整備を行うため、本

条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。